

非常変災等による臨時休業等について

香川県立志度高等学校

- ① 午前6時00分時点以降で、つぎのいずれかの、「特別警報」、「特別警報級」、「警報」等の気象に関するいずれかの情報が、高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町のいずれかの地域に発表されている場合には、生徒は自宅待機をしてください。

暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪、大津波、津波

- ② 午前11時00分（午前授業の日は9時00分）までに警報が解除された場合

- (1) 通学に利用する交通手段がある生徒

すみやかに、その日の時間割の教材を準備して、

→ **登校** してください。

- (2) 通学に利用する交通手段がない生徒

→ **自宅待機** を続けてください。

- ③ 午前11時00分（午前授業の日は9時00分）時点で、

- (1) 警報が解除されなかった場合

→ 学校は**臨時休業** となります。

- (2) 通学に利用する交通手段がない生徒

→ **自宅学習（登校の必要はありません）**

2 大地震や災害等の場合

午前6時00分～8時30分の時点で、

大地震や災害等のため、電気・水道・ガスなどのライフラインが寸断されていたり、電話、道路、公共交通機関が不通になっていたたりするなどの状況下では、生徒は自宅待機をしてください。その後は、テレビやラジオ等のニュースに注意し、学校が臨時休業でない場合は、登校してください。

3 注意

- ・登校する際は、通学に危険がないことを十分確認してください。
- ・警報が解除になっても場所によっては、非常に危険なところがある場合があります。その際は無理をしないで自宅待機を続けてください。この場合は、学校が担任へ連絡してください。
- ・警報が発表されている場合などの理由で、自宅待機や自宅学習をする場合は「出席停止」扱いとなり、欠席にはなりません。
- ・部活動や長期休業中の課外も上記に準ずることとします。
- ・緊急連絡以外は、学校への電話連絡をできるだけ控えてください。